

港区職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、条件付採用期間中の職員の分限に係る事由を定めるものです。

【条例改正の背景】

職員を新規で採用する際には、一定期間において職務を良好な成績で遂行できたことをもって正式採用とする条件付採用を行っています。

条件付採用期間中の職員には、正式採用後の職員と同じような身分保障はなく、これらの職員の中に適格性を欠く者がいるときには、条例に分限の事由が定められていない限り、任命権者の裁量権の範囲内において降任又は免職を行うことが可能となっています。

条件付採用期間中の職員に適用されている分限処分の公正性、平等な取扱いをより明確化するため、降任又は免職を行う事由を条例で定めます。

【条例改正の内容】

①条件付採用期間中の職員を降任し、又は免職する事由※を以下のとおり定めます。

- ・勤務実績が良くない場合
- ・心身の故障により職務遂行に支障があり又はこれに堪えない場合
- ・必要な適格性を欠く場合

※正式採用後の職員と同等の事由を定めます。

②その他規定の整備

【施行期日】

令和8年4月1日